

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年11月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800362号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800084号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年12月29日から昭和48年1月5日に訂正し、昭和47年12月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

昭和47年12月29日から昭和48年1月5日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和47年12月29日から昭和48年1月5日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年12月29日から昭和48年1月5日まで

年金記録を確認したところ、A社B工場から同社C工場に異動した時期における厚生年金保険被保険者記録に空白期間があったが、当該期間も同社に継続して勤務していたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、在籍証明書及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し(A社B工場から同社C工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、事業主の回答から、昭和48年1月5日とすることが妥当である。

請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和47年11月の記録から、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和47年12月29日から昭和48年1月5日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、本来、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和48年1月5日とすべきところ、同工場が請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届における喪失年月日を同日

とする届出を行わなかったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る昭和47年12月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。